

## 宮城県公報

宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食と暮らしの安全推進課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	二
○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課)	三
○農業振興地域の変更 (農業振興課)	三
○海岸保全区域の指定 (水産業基盤整備課)	三
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 (同)	三
○保安林の指定の予定 (森林整備課)	四
○保安林の指定の解除の予定 (同)	四
○都市計画の変更(四件) (都市計画課)	四
○土地改良区の定款変更の認可(二件) (大河原地方振興事務所)	五
○土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所)	五
○土地改良区の定款変更の認可(三件) (東部地方振興事務所)	六
○令和元年度自衛官候補生の募集 (市町村課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (森林整備課)	六
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課)	七

ページ

## 告示

○宮城県告示第四百七十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

主催者の名称 公益社団法人全国生活衛生営業指導センター

主催者の所在地 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会場
研修	令和元年八月二十日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二一四八)
	令和元年九月九日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四一一二)
	令和元年十月七日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四一一二)
講習	令和元年十一月十日	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二一四八)
	令和元年九月九日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四一一二)
	令和元年十月七日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四一一二)

三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和元年十一月一日	令和元年十一月二十日	令和元年十二月十一日

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千元

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第四百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧	ヘルパーステーションスカイクリ エイト	石巻市南中里三丁目四番二十五号	相川商会合同会社ヘルパ ーステーションスカイク リエイト	石巻市大街道南四丁目四番四十三号	平成二十五年十一月二十日
新		石巻市大街道南四丁目四番四十三号			

○宮城県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
さくら薬局登米とよま店	登米市登米町寺池桜小路九十九番十七	クラフト株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年二月七日
星陵ケアセンターデイサービス華	大崎市古川栄町三番十号	有限会社星陵介護サービス	通所介護、介護予防通所介護	平成三十一年三月三十一日
星陵ケアセンター	大崎市古川栄町三番十号	有限会社星陵介護サービス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成三十一年三月三十一日
東松島市鳴瀬歯科診療所	東松島市牛網字駅前一―二―一	医療法人社団東松島市鳴瀬 歯科診療所	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年三月一日

○宮城県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

事業所番号	〇四二二〇〇四〇一	事業所の名称及び所在地	パン工房いそつぶ 栗原市一迫字曾根要害二十四	廃止する指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助	設置者名	社会福祉法人 栗原秀峰会	廃止年月日	平成三十一年 四月一日
-------	-----------	-------------	------------------------	-------------------	--------	------	--------------	-------	-------------

宮城県告示第四百七十九号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和元年 七月一日	石越	午前十一時から 正午まで	石越総合支所車庫
七月二日	中田	午前十一時から 午後二時三十分まで	宝江ふれあいセンター多目的ホール脇
七月八日	登米市	午前十一時から 午後二時三十分まで	登米総合支所車庫
七月十日	東和	午前十一時から 午後二時三十分まで	東和総合支所車庫
七月十二日	豊里・津山	午前十一時から 午後二時三十分まで	豊里公民館正面入口
七月十六日	登米市 迫	午前十一時から 午後二時三十分まで	迫総合支所車庫
七月十九日	登米市 米山・南方	午前十一時から 午後二時三十分まで	南方総合支所車庫
七月二十三日	七ヶ宿町 全 域	午前十一時から 正午まで	七ヶ宿町役場公用車庫
七月二十六日	蔵王町 全 域	午前十一時から 午後二時三十分まで	蔵王町ふるさと文化会館（こざいんホール）
七月三十日	川崎町 全 域	午前十一時から 午後二時三十分まで	川崎町役場西庁舎一階車庫
七月三十一日	村田町 全 域	午前十一時から 午後二時三十分まで	村田町中央公民館

宮城県告示第四百八十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第百六号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和元年五月十七日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊のとおり

宮城県告示第四百八十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	漁港名	地区	指定区域
三陸南沿岸	滝浜（唐桑）漁港	滝浜（唐桑）地区	次に掲げるイ点からヲ点までの順次結んだ直線及びイ点とヲ点を結んだ直線により囲まれた区域
			イ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			ロ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			ハ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			ニ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			ホ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			ヘ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			チ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			リ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			ヌ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒
			ヲ点 A 点から二〇七度〇〇分三〇秒

宮城県告示第四百八十二号  
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域	
沿岸名	漁港名	地区	令和元年五月十七日宮城県告示第四百八十一号により海岸 保全区域として指定した気仙沼市唐桑町欠浜地区内の滝浜(唐 桑)漁港海岸保全区域のうち滝浜(唐桑)漁港区域に接する 区域
三陸南沿 岸	滝浜(唐 桑)漁港	地区 海岸	

○宮城県告示第四百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を  
する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字女川二五六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整  
備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び女川町役場  
に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を  
解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

東松島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び東松島市役所に備え  
置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の  
規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に  
ついての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

岩沼市 下野郷字出雲屋敷、字善願、字南坪、字中坪及び字上江川の各一部

富谷市 西成田竹ノ下一番、西成田竹ノ下二番、西成田中沢、西成田長柴一番、西成田南田、  
西成田屋敷添、穀田菅ノ沢及び穀田花ノ沢の各一部

西成田中沢、穀田菅ノ沢、穀田花ノ沢、穀田土屋沢及び穀田松場の各一部

利府町 森郷字新太子堂、字新町浦、字仲町浦、利府字新神明前及び字城前の各一部

大和町 小野字岩倉の一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域  
利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び字番ヶ森の各一部

○宮城県告示第四百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

石巻広域都市計画区域の全域

○宮城県告示第四百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

東松島市 あおい二丁目及びあおい三丁目の全部

あおい一丁目、矢本字作田浦、大曲字堰の内南、牛網字駅前東、同字関下、同字雉子爪、野蒜ヶ丘一丁目、野蒜ヶ丘二丁目、野蒜ヶ丘三丁目、小松字上浮足、同字谷地、同字梅堀及び同字向田の各一部

女川町 女川浜字日蔵及び小乗浜字小乗の各一部

○宮城県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

石巻市 南光町及び雲雀野町一丁目の各一部

○宮城県告示第四百八十九号

あぶくま川水系角田地区土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年五月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月十七日

宮城県大河原地方振興事務所  
所長 千葉隆政

○宮城県告示第四百九十号

蔵王町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年五月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月十七日

宮城県大河原地方振興事務所  
所長 千葉隆政

○宮城県告示第四百九十一号

色麻土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年五月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小 野 和 宏

○宮城県告示第四百九十二号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

○宮城県告示第四百九十三号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年五月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

○宮城県告示第四百九十四号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期

間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

第一回 二〇一九年四月一日（月）から同年六月七日（金）まで

第二回 二〇一九年六月十日（月）から同年七月十九日（金）まで

三 試験期日

第一回 二〇一九年六月十五日（土）、同月十七日（月）、同月十八日（火）、同月三十日（日）のうちいずれか一日

第二回 二〇一九年七月二十七日（土）、同月二十八日（日）のうちいずれか一日

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十一年度県有林管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十一年三月二十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 五千九百四十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県利府町赤沼字番ヶ森十五番一、赤沼字大貝八番十二、葉山二丁目九十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県利府町葉山一丁目三番三

シーアイタウン利府葉山株式会社

仙台市青葉区二日町一番二十七

鹿島建設株式会社 東北支店

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 プロジェクト及びタブレット端末ほか 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十一年四月二十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一―二

―一

五 落札金額 二億七百七十六万七千四百五十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十一年四月二日